



# 出産育児一時金支給申請書等

『協会けんぽGUIDEBOOK』54ページ参照

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が、被扶養者が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。

## 記載例

出産育児一時金支給申請書等

### 1 医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用し、差額の支給が生じる場合 出産育児一時金 内払金支払依頼書

記号・番号は、保険証に記載されています。



家族(被扶養者)が出産した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。

被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください(住所・振込口座も同様です)。

※生年月日欄は「被保険者」の生年月日をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・7桁の口座番号をご記入ください。

保険証の記号・番号を記入した場合は記入不要です。

「医師・助産師による出産証明」、または「市区町村長による出生に関して戸籍に記載した事項等の証明」を受けてください。死産の場合は、医師・助産師に限って証明を受けてください。

ただし、医療機関等から交付される領収・明細書に出生の場合は「生年月日」および「出生児数」が記載されている場合、もしくは死産の場合は「死産年月日」および「妊娠日数(週数)」が記載されている場合は必要ありません。

#### ●内払金支払依頼書と差額申請書の違いについて

医療機関等への直接支払制度を利用された場合に、出産費用が一時金の支給額を下回り、一時金と医療機関等の代理受取額との差額が発生する場合は、医療機関等へ代理受取額の支払いを行うとともに、医療機関等へ代理受取額をお支払いした旨および差額分を申請いただく旨のご案内が記載された「出産育児一時金等支給決定通知書」(以下「通知書」といいます)が協会けんぽから加入者の方へ送付されます(出産日から2~3ヵ月後)。通知書を受け取られた後に申請書を提出する場合は、通知書に同封された「差額申請書」を提出いただき、医療機関等への代理受取額が支払われておらず、通知書を受け取る前に早期に差額分の受取りを希望される場合は「内払金支払依頼書」をご提出ください。

## チェックリスト

### ●申請時期

医療機関等への直接支払制度を利用する場合に、出産育児一時金と医療機関等に振り込まれる代理受取額との差額について支払いを希望するとき

### ●添付書類チェックリスト

直接支払制度あり

内払金支払依頼書

- 出産育児一時金内払金支払依頼書に医師・助産師の証明または市区町村長の証明  
※領収・明細書に、出生の場合は「生年月日」および「出生児数」が、死産の場合は「死産年月日」および「妊娠日数(週数)」が記載されてあれば省略可
- 領収・明細書のコピー(「専用請求用紙の内容と相違ありません」の表示があるもの)
- 直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー

差額申請

- 不要  
※内払金支払依頼書での請求がなく、協会けんぽから申請の勧奨があった場合を差額申請といい、その場合に限っては添付書類はありません。

被保険者本人が死亡したため、法定相続人が申請する場合

戸籍謄本の原本(被保険者と申請者の続柄などを確認できるもの)

## 2 医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用しなかった場合 出産育児一時金支給申請書

家族(被扶養者)が出産した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。記号・番号は、保険証に記載されています。

被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください(住所・振込口座も同様です)。  
※生年月日欄は「被保険者」の生年月日をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・7桁の口座番号をご記入ください。

保険証の記号・番号を記入した場合は記入不要です。

「医師・助産師による出産証明」または「市区町村長による出生に関して戸籍に記載した事項等の証明」を受けてください。死産の場合は、医師・助産師に限って証明を受けてください。証明を受けることができない場合は、「出生(死産)が確認できる書類」を添付してください。

**【出生の場合】**  
戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳、住民票等の原本  
**【死産の場合】**  
死産証明書(死胎検案書)等のコピー

### チェックリスト

● **申請時期** 出産日の翌日から2年以内

### ● 添付書類チェックリスト

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 直接支払制度なし                   | <input type="checkbox"/> 出産育児一時金支給申請書に医師・助産師の証明または市区町村長の証明(死産の場合は、医師・助産師の証明)<br><input type="checkbox"/> 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文(翻訳者の署名、住所および連絡先を記入)<br>(産科医療補償制度の対象分娩である場合)<br><input type="checkbox"/> 「産科医療補償制度の対象分娩であること」が明記された領収明細書のコピー<br><input type="checkbox"/> 直接支払制度を利用していないことを証明する文書のコピー(領収・明細書にその旨が記載されている場合、また海外での出産の場合は不要)   |
| <input type="checkbox"/> 海外で出産した場合                  | ・下記の3点を添付してください。(証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。翻訳文には、翻訳者が署名し、住所および電話番号を明記してください。)<br><input type="checkbox"/> 出産を担当した海外の医療機関等の医師・助産師の証明書(※1)<br><input type="checkbox"/> 出産した日(期間)において、実際に海外に渡航していた事実が確認できる書類(パスポート、査証(ビザ)、航空チケット等のコピー)<br><input type="checkbox"/> 海外出産の事実、内容について、協会けんぽが当該海外出産を担当した海外の医療機関等に照会することに関する当該海外出産をした者の同意書<br>(※1)証明書を添付できない場合は、下記のいずれかを添付<br>① 出生したことを確認できる書類(戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書等)(死産の場合は、死産証書(死胎検案書)等のコピー)<br>② i 海外の公的機関が発行する戸籍や住民登録に関する書類、および、ii 「医師・助産師の証明の添付が困難である理由」と「出産した医療機関名・担当医等」を記載した書面 |
| <input type="checkbox"/> 被保険者本人が死亡したため、法定相続人が申請する場合 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本の原本(被保険者と申請者の続柄などが確認できるもの)   |